

## ■産前産後休業・育児休業制度/介護支援制度■

就業中の方でそれぞれの要件を満たした場合に該当します。

- ・ 社会保険の加入状況により各種手当・給付の申請ができます。
- ・ 年次有給休暇の付与日数の算定にあたっては、産前産後・育児・介護休業期間を通算します。

種類	詳細
産前産後休業制度	産前6週（多胎妊娠の場合は14週）産後8週の期間、産前産後休業を取得することができます。
育児休業制度	「子が1歳に達する日（誕生日前日）まで」育児休業を取得することができます。 預け入れ機関が見つからない場合は、1歳6カ月まで延長が可能です。 1歳6カ月まで延長しても預け入れ機関が見つからない場合は、最長2歳まで延長が可能です。  ※育児休業取得条件について 申出時点で、就業してから1年以上経過している、などの条件があります。
介護支援制度	対象家族1人につき、のべ93日までの範囲内で3回を上限として取得することができます。  ※介護休業取得条件について 介護休業取得に際しては、就業してから1年以上経過している、一週間当たりの労働日数が3日以上である、などの条件があります。

※上記制度の取得には、申出書等が必要となります。担当営業へご相談ください。